

中原防火協会会則

第1章 総 則

第 1 条 中原防火協会（以下「本会」という。）は、中原消防署管内の住民、町内会・自治会（以下「町内会等」という。）、防火対象物の関係者及び本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第 2 条 本会に支部を置く。

2 支部の区域は、別表のとおりとする。

第 3 条 本会の事務局は、中原消防署に置く。

第2章 目 的

第 4 条 本会は、中原消防署管内において、住民の防火意識の高揚を図り、火災の無い明るい町づくりに寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災意識の高揚に関すること
- (2) 消防署及び消防団との協力に関すること
- (3) 防火対象物の防火管理の向上に関すること
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第 6 条 本会に入会するときは、入会申込書（別記様式）を会長に提出するものとする。

第 7 条 会費は、1口1,000円とし、年額2口以上とする。

第4章 役 員

第 8 条 本会に、次の役員を置く。

会 長		1 名
副 会 長		4 名
理 事		若干名
支 部 長	(各支部)	1 名
副 支 部 長	(各支部)	1 名
監 事		3 名
会 計		1 名
書 記		1 名

第 9 条 会長は、総会において選出する。

2 副会長、支部長、副支部長及び理事は、会員の中から町内会等の推薦により、会長が委嘱する。

3 会長は、副会長、消防団長の職にあったもの又は支部を代表とする者から選出するものとする。

4 副会長のうち2名は、消防団長及び消防ボランティア委員長の職にあるものとする。

5 理事の半数は、町内会等の長の中から選出する。

第 10 条 監事は、会員及び町内会等の長の中から会長が委嘱し、会計は、消防団庶務部長の職にあるものとする。

第 11 条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長の再任は1回とする。

第 12 条 会長は、本会を代表して会務を統理し、総会及び役員会の議長となる。

第 13 条 副会長以下の役員は、会長を補佐し、理事、支部長、副支部長は担当地区内の連絡調整を図るとともに事業の推進にあたる。

第 14 条 本会に書記を置く。

2 書記は、消防署予防係長とし、会長の委嘱を受け、会務を処理する。

第5章 名誉会長及び顧問

第 15 条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、長年にわたり、当会に貢献した会長経験者の中から総会において選出する。

3 顧問は、中原消防署長及び中原区町内会連絡協議会会長並びに会長・副会長経験者の中から総会において選出し、会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、本会の諮問に応じる。

第6章 会 議

第 16 条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 前項の各会議の議決は、出席者の過半数によって決する。

3 総会は、毎年1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催することが出来るものとする。

第 17 条 総会は、次の事項を審議議決する。

(1) 名誉会長及び会長並びに顧問の選出

(2) 会則の変更

(3) 事業計画及び事業報告に関する事

(4) 予算及び決算に関する事

(5) その他本会運営に必要な事項

第 18 条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する議事に関する事
- (2) 事業計画の実施に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) その他本会運営に必要な事項

第 7 章 会 計

第 19 条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金をもってこれに充てる。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

2 本会の予算については、総会で決定する。

3 前項の予算の決定が第 1 項の予算の始期を過ぎるときは、予算の決定までの間、前年度の当初予算を暫定予算として運用する。

第 21 条 監事は、経理事務を監査するほか事業全般を監査する。

附 則

この会則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

この改正会則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この改正会則は、昭和 63 年 5 月 20 日から施行する。ただし、第 8 条に係わる改正部分は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この改正会則は、平成 6 年 6 月 9 日から施行する。

この改正会則は、平成 7 年 6 月 2 日から施行する。

この改正会則は、平成 15 年 5 月 23 日から施行する。

この改正会則は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。

この改正会則は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

この改正会則は、平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

この改正会則は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。

この改正会則は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。